

特集：遺伝医学

【巻頭言】

中 堀 豊
國 友 一 史

平成12年6月26日に米国クリントン大統領と英国ブレア首相が共同会見し、ヒトゲノム塩基配列の決定が90%以上進行していることが大きなニュースとして全世界に流された。もちろん日本でも各紙がトップで報道した。米国の主要週刊誌はヒトゲノム特集を組んだが、日本の一般週刊誌で基礎的紹介記事を書いたところはない。すなわち、このニュースを自分と関係のあることとして受け取った日本人はそれほどいないのではなかろうか。

ヒトゲノム計画が医療や保健に及ぼす影響ははかり知れない。米国ではその経済的側面に注目して多くのベンチャー企業がヒトゲノムに殺到していた。予定より物事が早く進行したとはいえ、このような時代になることは予測できたことであり、遺伝医学の関係者の中ではヒト遺伝子研究の倫理について、また、急進するゲノムに関する知識の利用方法について、さまざまな危惧が語られていた。世界保健機構（WHO）は1998年に遺伝学的検査と遺伝カウンセリングについてのガイドラインを出しており、進むゲノム研究に対して一応の準備はされてきたのである。

ゲノム研究の抱える倫理上の問題点はさまざまであるが、研究面と臨床面の大きく2つに分けることができる。研究面について、ヒトの薬剤感受性や疾患感受性について知ろうとするとヒト同士の違いが問題となってくる。そのためには、患者・健常者を含め多数の人の検体を集め遺伝子解析研究を行うことが必須のこととなる。この時、本人の了解を得ることはもちろんであるが、他の問題として血の繋がった人の遺伝情報も分かるということがある。臨床面では、個々人の薬剤感受性や疾患感受性を知ることにより、いわゆるテーラーメイド医療が可能に

なってくる。現実にさまざまな疾患の原因遺伝子が同定され、遺伝学的検査も行われている。このような遺伝学的検査は本人の理解の下で進められなくてはならないが、十分な説明ができるのか、遺伝的差別が起こらないか、倫理に反しないかという問題に加えて、全ての特許を米国と一部の欧州の国が押さえてしまうという問題もある。

このような背景の下、日本でも遺伝カウンセリングの必要性が認識され、平成11年度より、厚生省のモデル事業として「遺伝相談モデル事業」が始まった。国が1/3、県が2/3を負担するというものであるが、徳島県のご好意により徳島大学医学部附属病院でこの事業を実施する事が決まった。全国で3県だけで開始された事業であり、タイミング良く受け皿となる「遺伝相談室」を作ることができた。

そこで、遺伝相談室の活動を知っていただき、遺伝に関する基礎的知識と理解をいただくために徳島医学会において「遺伝医学」というセッションを企画した。

本企画においては、中堀が遺伝医学の現状について概説した後、以下の4つのテーマを取り上げ各先生に解説をお願いした。

1. 遺伝性腫瘍の臨床
2. 遺伝子診断とその問題点
3. 遺伝相談室と遺伝カウンセリング
4. ゲノム創薬、遺伝子治療

時間的制約の中、分かりやすく解説いただいた先生方に心から感謝したい。

本企画がひとつのきっかけとなり、より多くの先生方に「遺伝医学」に対する関心を持っていただけたなら幸いである。